

改定派遣法に基づくマージン率の公開

2022年6月1日

対象期間：2021年4月1日～2022年3月31日

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

1	派遣労働者の数	24人（2022年3月31日付け派遣労働者数）
2	派遣先の数	26社（2021年度派遣先事業所数 実数）
3	労働者派遣に関する料金額	10,988円（2022年3月度労働者派遣に関する料金額の平均額）
4	派遣労働者の賃金額	7,804円（2022年3月度派遣労働者の賃金額の平均額）
5	マージン率	29.0%（2022年3月度マージン率の平均）
6	教育訓練に関する事項	ビジネスマナー基礎能力研修、契約機器操作研修、基本能力研修、接客・販売マナー研修、管理者基礎研修、資料作成研修、市場動向研修、個人情報保護法基礎研修、製造基礎知識研修、機械別基本操作研修、機械メンテナンス作業研修 業務の内容に応じ、PC基本操作研修、オフィスソフト基本操作研修を実施
7	その他参考事項	派遣で就業いただく際には、健康保険、厚生年金、雇用保険にご加入いただきます。 (雇用条件によってはご加入できない場合がございます)
8	労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有
9	上記労使協定の有効期間	2022年4月1日～2024年3月31日
10	上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
11	キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	相談窓口：管理部 電話番号：050-3442-0264